

会議名 (審議会等名)		川西市個人情報保護審議会(第46回)		
事務局 (担当課)		総務部 行政室 総務課 内線(2321)		
開催日時		平成21年8月12日(水) 午後6時05分～午後7時05分		
開催場所		本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	池田委員(会長)・荒木委員・井口委員・井上委員・園田委員・田中委員・三宅委員		
		欠席委員:長尾委員(副会長)・井手委員・中村委員		
	事務局	益本部長・小田室長・森課長・佐藤課長補佐・岩脇主査・竹下		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 会長あいさつ 2 審議事項 《諮問第35号》 川西市個人情報保護条例の整備について ①指定管理者に対する罰則規定について ②その他 3 その他		
会議結果		別紙、審議経過のとおり。		

会 長：あいさつ

事 務 局：説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料→①開催通知

本日提出資料→①レジメ

②「指定管理者制度の導入に伴う川西市個人情報保護条例の改正に係る検討資料」

③「川西市個人情報保護条例」

④「第45回川西市個人情報保護審議会会議録」

審議事項

諮問第35号 川西市個人情報保護条例の整備について

会 長

それでは、只今より『第46回川西市個人情報保護審議会』を開催させていただきます。本日の審議事項は、前回の諮問第35号案件の継続審議となっているものであります。また、委員の出席状況につきましては、事務局には事前に井手委員が欠席されるということで連絡が入っているようで、まだお越しになっていない委員もおられますが、審査会規則にある過半数は満たしておりますので、当然に当審議会は有効に成立しているということですので、議事を進めさせていただきたいと思っております。それでは、本諮問案件第35号では指定管理者に対する罰則規定の適用を審議するということになっておりますが、本日の資料の確認等も含めまして、事務局のほうから、まずご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

事 務 局

※ 資料説明（略）

会 長

ありがとうございます。本日は、前回の継続審議でございますので、この指定管理者についての従来からの取扱いというのは、その大きいA3の資料にありますように、「指定管理者の導入に伴う条例の見直しについて」というところで、これまでは「指定管理者は市の公の施設の管理を代行することから、当該業務の内容及び性格から当該施設の管理業務に関しては市と同様の説明責任があり、透明性の確保のためにも当該管理に関する文書については、現行対象としている出資法人と同様な責務規定を設けて個人情報の保護に努めるべきである。」というように、以前に当審議会では結論を出して、その規定の扱いになっていたわけですが、今回この指定管理者における環境も変化して、もう少し罰則規定について整備・検討していきたいというような、そういう事務局の考え方なりで本諮問を受けたということになるんですが。それについてご審議いただいているわけですが、事務局の方としては、今資料の説明はいただいたんですけど、特に何かこの審議に当たって、我々聞いておくことはありませんか。

事 務 局

会長、すいません。とりあえず、まずこのA3の資料に基づきまして、事務局の方から簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

会 長

それでは、お願いします。

事 務 局

はい。では、着席してご説明させていただきます。前回、委員の方より、いわゆる出資法人、それから受託者、そして実施機関についてご指摘をいただきまして、その意見を踏まえまして、事務局の方で前回平成17年の条例の改正時に使用した資料をベースに新たに改良を行いまして

お手元A3の資料にございますような形にまとめさせていただきました。そこに、今回の事務局の考え方等も含みながら資料を作成させていただいておりますので、その辺について、審議の進行がスムーズに行くような形でご説明の方を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず指定管理者ということで、指定管理者とはどういうものなのかということ、まず左側の方に記載させていただいております。それから位置付け、これは位置付けとはなっているのですが、基本的には出資法人とそれから受託者、そして実施機関ということで、前回ご指摘がございましたので、その区分けでさせていただいているものでございます。それから、その横がそれぞれの出資法人の性格といいますか、内容、受託者の内容、実施機関の内容ということでまとめてございます。その隣が参考の文例、まあ条例の文例なんですけれども、一番上が現行の本市の個人情報保護条例、それから2つ目の伊丹市の個人情報保護条例、それから実施機関に含んでおります尼崎市の個人情報保護条例ということで、それに伴います罰則規定の内容をその隣に記載してございます。そして、右端部分に事務局の考え方を記載しており、最下段には若干先ほど会長からもご説明がございましたように、平成17年7月にこの審議会から答申をいただきましたその答申内容、それから主な審議内容ということでまとめさせていただいております。まず「事務局の考え方等」というところなんですけれども、出資法人の欄を見ていただきたいのですが、ここにも記載してございますように、この審議会でご審議を賜りました際には、そこでは罰則規定が適用されない分、地域での組織など比較的脆弱な組織であっても指定管理者としてなりやすく、指定管理者を広げていこうと、浸透させていこうというような趣旨から、そこで罰則規定があると、ちょっと弊害になるのではないかというようなことで、まずはその制度自体の浸透というところに重きを置いていただき、それで当初は罰則を適用せずに出資法人並みにとりあえず規定していこうではないかということで、答申をいただいたものでございます。しかしながら、今現在におきましては、ある程度指定管理者についても浸透して参りましたので、やはりこの今のご時世になりますと、指定管理者についても罰則規定を設けてもいいのではないかというようなことで事務局の方でも考えまして、今回先ほど会長からも諮問の内容についてご説明がございましたように、罰則規定を設けるような方向でご審議お願いさせていただいたところでございます。次に、受託者の部分なんですけれども、これはちょっと誤解があってもいけないのですが、指定管理者においても受託者と同様な個人情報を取り扱うというようなことで、受託者そのものには、現在の条例には罰則規定があるんですけれども、指定管理者には適用されていないというようなことで、受託者の中に指定管理者を含めるというような趣旨ではなくて、受託者、いわゆる市と契約をして個人情報を取り扱っていただいている業者に対して罰則規定があるにもかかわらず、指定管理者についても同様な個人情報の取扱いをしていただくという中で、その個人情報を取り扱うという意味では同じようなものであることから、やはり一方で罰則があって、もう一方で罰則が無いというのは、ちょっとどうなのかなというようなところもあって、今回罰則規定の適用を考えたものでございます。後段の方にも書いてございますように、指定管理者が行う公の施設の管理の代行というのは、委託に当たるものではないと、ないものだから受託業者ではないのでということで、この辺は実際に条例を作成、条文を作るに当たっては法制の担当ともきっちり話を詰めながら誤解の無いような形で、もし、今回、指定管理者についても罰則が必要だというようなことでご判断いただきましたら、その辺については取り組んでいきたいと考えてお

	<p>りますので、その点も併せもってよろしく願いたします。それから3つ目の実施機関に含める場合ということなんですけども、もちろん実施機関に含めるとすべて市の部局と同等の取扱いになってきますので、ある意味とても良い様にも考えるのですが、ただ市の公文書を公開するという情報公開条例、それから自己情報の開示請求をするという個人情報保護条例、これらが場合によっては、同一の公文書について対応しなければならないということも当然あり得ることなのですが、片や実施機関に含まれている場合、片や含まれていない場合、というように異なったりいたしますと、その辺の調整等も取りづらく、運用についてもなかなかしんどい部分もございまして、情報公開条例との整合性も考えなければならないものであり、また指定管理者が実施機関に含まれてしまうと、例えば個人情報登録簿とか色んなものを作っていただかないといけないと。やはり、条例の実施機関になってしまいますと、そういうようことで実際のところ、本当に果たして市の部局と同様にそれが出来るのかどうかというようなところもございまして、ある一定、受託者と同様ではないんですが、そういうふうな形にしておくのが現実的ではないかということで、ここの実施機関に含めるという部分につきましては、事務局の考えといたしましては、現時点ではなかなかスツとは出来ないのではないかなというように思いで、後ろの方にまとめさせていただいたところもございまして。以上、簡単ではございますけれども、事務局の思ひなり、考え方なりということでご報告の方をさせていただきました。よろしくご審議賜りますよう、願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ということで、事務局としては、今まで出資法人という扱いになっていたのですが、やってる内容は委託ではないんですけども、受託者と同様のそういう取扱いというふうになっているので、片や一方で受託者は、お手元にある個人情報保護条例に規定されていますように、第46条に罰則「2年以下の懲役、100万円以下の罰金」があるんですけど、指定管理者にはそれが及ばないということが整合性に欠けるということで。尼崎市などは、指定管理者っていうのは実施機関と同等に扱うという、そういうやり方になってるわけで。結局これまでの審議を集約して言うと、現在は出資法人並みですけども、出資法人というのは、その規定というのは「出資法人の自主性に委ねられる」というような格好になっているもんでですね、その指定管理者それぞれにそこまで気を配ってくれていないという部分があるので、受託者か実施機関に近いというのが市の意向なんですけども、これについてご審議頂きたいということなんです。どんなものでしょうかね…、この条例に基づく罰則を改正するということですけどもね。これ罰則をもしね、指定管理者を受託者と同様に扱うということになると、それは現行の指定管理者にも及ぶことになるのですか？これは、これから指定された者が受託者としての取扱いになるのですかね。遡及して指定管理者に適用があるっていうのは、やっぱり不利益な対応ですからね、遡及するっていうことは問題ありますよね、それなりにね…。ということになるとですね、これから指定管理者の期限が切れて再指定するとかね、何か新たに公募して指定するという時から適用されるという、そういう心づもりなんですか？事務局としては。</p>
<p>実 施 機 関 (事務局)</p>	<p>今、会長がおっしゃられましたけど、本来、指定行為があった以降の指定管理者に適用させていただくという形で考えております。あくまでも不利益遡及になるものでございますので、その辺は条例の付則なり、適用関係をきっちり明示していく方向で考えております。</p>

会 長	そうすると、今、指定管理者の方も再指定というか、規定を改正して以後、指定管理者に指定された者はこの適用を受けるでしょ。だけど、以前にも指定されている者については、その者が改めて再指定されるとかね、何か新しい者に代わった時になるわけでしょ。それが今、最長でどれくらいになるわけですか？この適用除外になる指定管理者の期限というのは…。何年くらいですか？
事 務 局	平成26年です。
会 長	平成26年まで、適用除外になる者が出てくるというわけですか。
事 務 局	最長で、そうですね。
会 長	平成26年というのと、5年…。5年間は、取扱いが同じ指定管理者だけでも、ちょっと違うという話になるわけやね。これを遡らないというやり方っていうのはあるのかな…。何が何でも絶対遡ったらいかんという理屈なのか、それとも、遡るということは不利益な場合でも例外的にあり得るとなるんですかな、どうですかこれは。
委 員	これは、罰則規定が付きますからね。
会 長	罰則ってのは、やっぱり刑罰…。
委 員	しかし、罰則で適用があるのは、漏えい行為があった場合でしょ。
委 員	ですよね。だから、その段階での適用になりますからね。
会 長	そういうことになると、その漏えい行為っていうのは、改正した後にあったら、適用したらいいということになるんですか。
委 員	と思いますけどね。
委 員	その者に対して適用されるのであるならね。ここに掲げられている一覽のあの者がやったら、そういうことになると思います。
事 務 局	今、先生方のご意見で、ちょっと私の方で勘違いしてました。当然、その不正行為なり、漏えいがあった以降の部分について適用するという形で、付則なりで対応していくのがベストかと思います。そのように判断させていただくのが、一番本来のあり方であると思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。
会 長	ということは、とにかく既存の指定を受けている者も、その構成員が漏えいした場合は、改正後の罰則の適用を付するというふうにやっていきたいという、そういうような理解でいいということですね。
委 員	現指定管理者も罰則が適用される…。
会 長	それで、改正した場合の話を前提にして、その後の事を言ってるわけですがけれども、条例を改正して周知徹底をして、そして道交法なんかもよくあるけど、やっぱり行為ですよ。行為がその改正後にあった場合は、その適用になるわけだから。別に、何年か持つてる人でも。それ

	<p>と一緒にするといえなくなるか…。まあ、こういう人が出てこないことを望むわけですけどね、万一なった場合にはどうなるかと。しかし、この罰則は何も実施機関がそれを行うわけじゃないんだから、我々そこまで何も心配しなくてもいいわけですけどね。やるのは、警察がやるわけですからね。その前に、警察にやっぱりそういう説明をしておかないといけないという話になるんですかね…。警察は警察なりの取扱いでいきますから、こんなのお構いなしって話で。いわゆる条例を改正したということだけ言っておいたら、それでいいって話ですか。</p>
事 務 局	<p>前回といいますか、当初個人情報保護条例は罰則規定がなかったんですけども、それで罰則規定を新たに設けた時には、警察の方にもこういう内容でということで報告に参りました。その後、いろいろ刑罰の刑量が変わってきた部分については、内部のほうで調整をして、そのことの報告までは警察のほうには行っていない状況でございます。</p>
委 員	<p>条例で罰則を設ける時は、検察庁か何か行きますよね。</p>
事 務 局	<p>そうです。今回につきましても検察庁協議をさせていただいて、それで返答いただいてからという、これまでと同様の手続きを踏んでいきたいと考えております。</p>
委 員	<p>私は理論的には問題ないかと思うんですけどね。その漏えい行為があった時に適用があるわけで。だから、条例改正以後の漏えい行為については、もう全ての者に適用があるという。それで、理論的には問題ないと思うんですけどね。</p>
事 務 局	<p>もし、そういうふうになるならば、ただ指定管理者の皆様方には、当然周知をしていかなければなりませんので、その辺は我々事務局が積極的に説明会なりを開催させて頂いて、例えば条例施行を施行する、その前段階で、これこれこういうふうになりますのでというようなアナウンスなり説明会っていうのは、させていただこうと考えているところでございます。</p>
会 長	<p>だから、現在、存在する指定管理者に対して条例を改正した場合は、それなりの説明をして、従業員に周知徹底してくれということをやっておけばね、それで仮にそういう問題が起こっても、それは条例の適用があるということで問題ないように思いますけどね。</p>
委 員	<p>まあ、義務が変わりますよね。努力義務から、これまさに積極的作為義務になってしまうわけですよ。</p>
会 長	<p>それじゃ、とにかく、改正を一応ここで結論を出してみたいな話で、その改正をする場合にね、選択肢としては二つあるわけですよ。どちらの方が、この審議会としては対応すべき事になるかという話なんですけどね。受託者か、実施機関と同等ということか、という話で。資料を参考にすると、実施機関と同等というやり方は尼崎市の場合になるかと思えますし、受託者と同等という事にするのは伊丹市の場合と同様の扱いになるという事になるわけですけども。どうでしょう、この点のご意見を頂きたいと思えますけれども…。</p>
委 員	<p>その実質的な違いを、もう一度説明していただけますか？受託者扱い</p>

事務局	<p>にするのと、実施機関扱いにするのとの…。</p> <p>例えば、実施機関扱いになった場合なんですけれども、市には情報公開条例と個人情報保護条例というものがございます。そして、そこには同じように指定管理者の規定がございます。情報公開条例の中では罰則がそもそもございませんので実施機関にも含まず、いわゆる責務規定なりを置いて自ら規定を設けて頂いてるんですけれども。例えば、実施機関になった場合については、一例として、例えば異議申立てが出てきた場合とかは、当然指定管理者も実施機関ですから、そのまま直で審査会にというようなことになるんですが、実施機関に入っていない場合については、直接審査会は動かない、いわゆる請求そのものも申出というような形でそれに対する回答みたいなことで、同じような条例、公文書を請求するという所に視点を置くと、同じような条例の中でありながら、かなり差異が出てくるとい…。それからあと一点、どう言いますか、実施機関になった場合は、条例をそっくりそのまま当然、適用なり運用していただきますので、指定管理者においても個人情報登録簿とか、すごい作業なんですけれども、そういうようなのも作成いただいたりとかというように、かなり色々制約が生じてまいります。で、そうなった時に、例えば小さな団体といいますか、自治会の延長線上の方々が指定管理者になっているような場合とか、まあ色々あるかとは思いますが、そういう時に、そこまで果たして指導なりしていくことができないことはないんですけれども、現実的には実際、市の機関と同様な運用ができるのかどうか懸念は持っているところでございます。</p>
会長	<p>これね、個人情報保護と情報公開の場合、条例では「車の両輪」のようなこと言ってるわけだけど、個人情報保護条例で指定管理者というのを実施機関に仮にするとするでしょ。情報公開条例も、実施機関に指定管理者っていうのは、やっぱり規定しないとおかしいということになるんですかね。</p>
事務局	<p>おかしいということはないと思います。しかし、やはり市の条例としましては、もし実施機関に入れるというようなことになるならば、整合性を考え、今度は逆に情報公開条例のほうもそういうふうな方向で動かざるを得ないのかなという思いはあるんですけれども…。</p>
会長	<p>それでね、その指定管理者が個人情報の取扱いについて自己情報の開示請求の対象になるような場合を頭に描くとね、実施機関というのは、それは自己情報の開示請求の対象になるわけですよ。でも受託者の場合は、直接はならないわけでしょ。受託者の場合は、そうすると条例ではなくて、個人情報保護法が適用対象になるって話になるのですかね。</p>
事務局	<p>そうですね。その保有個人情報のデータベースが、例えば5000人以上持っているような場合の団体につきましては、個人情報保護法というものが対象になってこようかとは思いますが。</p>
会長	<p>民間の団体が個人情報保護法の対象になっているけれども、ただそれは、一定の扱っている個人情報の数が多くないといけない。だから、自治会のようなものだったら、それはその自己情報の開示請求をする対象とかっていうのにはならない場合も考えられるね。個人情報ファイルを結構持ってないと、それは法律の対象になりませんからね。というようなところが違ってくるのかな…。情報公開なんかの場合だったら…、情</p>

事務局	報公開の場合でも、直接その受託者は情報公開の対象にはならないですよね。
会長	はい。なっていません。
委員長	だけど、実施機関やったら対象になるわけですよ。ほか、何か違いは出てきます？
委員長	実際にはそうだと思いますけどね。実質的にも実施機関との扱いのところが個人情報の保護としては手厚いとは思いますが、最近はどうな企業でもプライバシーポリシーというのを作成して、公にしていますよね。指定管理者を選定する際も、当然そういう部分については選定のひとつの条件というか基準になるわけですから、私は別にその受託者扱いでも問題ないかなというふうに思いますけどね。ちゃんとしたプライバシーポリシーを持っているかどうかというのは、やっぱりこれから指定業者として選ぶ際に、非常に重要なひとつのポイントになると思いますのでね。だから、例え個人情報保護法の適用外であっても、しっかりとしたプライバシーポリシーを掲げているという、そういうことで選ばれるという事が多くなると思いますので、まあ受託者でも問題ないかなというふうに思います。
会長	この間、私言いましたかね。指定管理者の公募の選定を某市でやっていう時ね、「何とか？の家」っていう、某市が持っている施設があるんですよ。結構広い施設なんですけどね。教育施設的に小中学校の生徒とか、そういう人が集団で行って、そこで野外キャンプをやったりなんかするね。そこを今度、指定管理者にして、公募して選定することをやったんですよ。それで何社か来たんだけど、最終的には、結局2社の選定になったんですけどね。その場合には、選定基準というのが当然設けられていて、我々は結局、書類選考とそれから代表者の人に面接をして行いましたけどね。その基準の中には、個人情報の取扱いについてどうするかっていうことを、ちゃんとポイントにしているんですよ。そこがちゃんとしてなかったら、それなりの点とかが付くという…。
委員長	マイナスになりますよね。
会長	個人情報保護というのを指定管理者がおろそかにしてたら、選定の時にポイントが悪くなって、選考の場合には不利になるとかね、落ちるとかって話になるっていうのは、これからの常識になるかも知れませんね。基本的には、受託者でもそんなに問題ないという事になるような感じはしますので、どうでしょうかね…。ほかに何かご意見ございませんか。
委員長	私は、専門の方のご意見ご提案の内容でいいと思います。ただ、今まで選定されている指定管理者のレベルがもの凄く違うので、我々市民としては、この辺をどう説明されていくのかというのが重要やないかなと思うんですけどね…。
会長	そうですね。それで、ちょっと分かりにくくて恐縮なんですけど、この間もらった指定管理者一覧表ですけど、あれを見ると何かやっぱり規模っていうかね、何かどれくらい差があるんですしたかね？一番大きいのと、一番小さいのと言いはおかしいかも知れませんが…。

委員	<p>財団、社団もありますし、特殊法人があるのと、それに比べて自治会あるいはコミュニティ推進協議会みたいなものも入ってるっていう…。まあでも、団体の規模とか、法形式の問題とかは別にして、個人情報保護しなければならないというのは同じことですから、別にその団体の大きさとか、結後の法人性だとかという問題とは、ちょっとまたそれは別の…。携わる人間は、個人情報保護についての常識的範囲での秘密は守れないとだめですよという事になるわけですから。そんなに団体の大きさは影響しないんじゃないかと私は思いますけど。</p>
委員	<p>大きさもありますけれども、認識のレベルがちょっと違うような気がするんですよ。公募した場合と非公募の場合とかね。初めからこういう罰則規定があって、これになったというような団体なら問題ないと思いますけどね。罰則規定が無い段階で指定管理者になっていますからね。今の世の中の流れからすると、そういうのは全部我々も意識は持ってもらわないといけないというのは分かりますけどね。</p>
委員	<p>新しく条例改正されたら、そういうところに周知徹底していくことはやっぱり必要ですね。</p>
会長	<p>この資料にある市の条例と同じような条例の規定になると思うんですけどね。「又は指定管理者の行う公の施設の管理業務に従事しているもの又は従事していた者」ということになるわけですね。それが変わってくるわけですから、罰則の適用というのは、これは実施機関も指定管理者の施設の職員も同じ規定になるわけですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会長	<p>ですから、川西の規定で言うと、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金ということにはなるわけですね…。まだご意見いただいていない委員の方もおられますけれども、そうすると受託者という扱いで、従来よりも、とにかく条例の規定の罰則適用ありということで、改正するというので意見をとりまとめてよろしいでしょうか…。それでよろしいですか…。</p>
委員	<p>私もそれでいいと思うんですけど、ひとつ、今ちょっと問題に出されているようなことなんですけどね、この指定管理業者ですが、民間の法人が多いんですけれども、そういうところが倒産したり、他の企業なり法人なりに吸収合併された場合ですね。そういう場合は、当然その個人名簿とか、そういうもの全部引き継いでいかれるわけなんですけれども、この「指定管理業者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は…」っていう、その人たちには義務があるわけですけど、そういう業務を引き継いだ人ね、これはどうなるのかというのが、ちょっと問題なるかと思うんですけど、そこまで広げるかどうかね、構成要件を…。</p>
会長	<p>指定管理者っていうのは、指定管理者が不祥事を起こすっていうのはあり得るわけで。不祥事っていったらおかしいけども、いわゆる倒産するとか、脱税とか。その場合に、例えば市の場合でも指定管理者が、何か指定された通りの業務をやっていなかったら、指定を解除するとかっていうのはあるのでは？</p>

事務局	<p>指定管理者の指定に関する条例というのは、当然定めておまして、今、ご指摘の点につきましては、指定の解除という部分で取消し、実質的には取り消す、その辺の関係を規定してございますので、おそらくは一度こちらの方に引取って直営に戻して、もう一度新たに指定管理者の方は指定の手続きに入ってもらおうという形になると思います。</p>
委員	<p>いやいや、あるひとつの指定管理業者がですね、どこかの企業に吸収された場合はどうなるかって…。</p>
事務局	<p>なかなかそういう事例も、今までのところ無いんですけど、考え方として私どもが思っておりますのは、特定のAという業者の方に指定管理者の指定をしていると。それが、実質的にBという会社に吸収合併されますと、全然実体がなくなってしまうので、それも基本的には一度引き取らせていただいて、再度の指定の手続きに入っていくという形になろうかなというふうに今は考えております。</p>
会長	<p>その指定管理者のね、ここの罰則の規程があるのは指定管理者に雇われていたその個人でしょ。指定管理者そのものになんかあった時はどうなるのですか。</p>
委員	<p>法人に対しても規定されますよ。両罰規定、法人規定…、どこかなかったですか。ありますよね…、確か。</p>
会長	<p>法人の代表者か…。</p>
委員	<p>両罰規定ですよ。</p>
会長	<p>だから、指定管理者というのは、原則的には5年なら5年間継続するでしょうけど、途中で考え方のひとつとして業務が継続出来なくなるといのはあり得るわけで、その場合、1つは指定を取り消すというか、指定を取り消した場合に、なんか返してもらおうとっていうのは常識的にはそうだけど、それは条文化されてるわけじゃないですよ。契約の中にはあるにはあるのかな…。契約っていうか、規約っていうの？協定の中には、そういうのは多分入るんでしょうね…。それから、先ほどのその他の話じゃないけれども、何かそういう民間の会社のようなものが指定管理者に指定されているから、そこの業務を受け継ぐような、そういう場合があるかも知れないと…。吸収合併とかね、何かそんな場合には引き継いだ者というのは、この条例の…。その場合どうなるんですかね…。指定管理者というのは、勝手に市の承諾もなく、そういう吸収合併して、同時に指定管理者の地位というか資格が移るということになっているのすか。</p>
事務局	<p>先ほども申し上げましたように、基本的には、選考の段階で当然、経営状況等も提出いただいて選考しているわけですから、あくまでも最初に選考したAというところを指定管理者の候補法人として、川西市は認めて議会の議決をもらっているということになりますから、それが企業の吸収合併でBというところに入りますと、それは元々の指定がもう無効になって当然指定は取り消しをさせていただいて、また新たに公募をさせていただくなり、指定管理者の指定をさせていただくという手続きになりますから、民間同士で勝手にこう継承されるということは基本的にはないというように理解しております。</p>

会 長	それは基本的にはないでしょうね。一応、指定したものが前提になってるわけですから、それがおかしくなった場合は、当然取り消しの対応を取られるわけですね。だから、改めて吸収合併したところが再指定されれば、また指定管理者になれるけど、勝手にはなれないということだと思いますが、あまりここまでは審査しない方がいいのかなという話になりますけど…。そういうことでいいですか、委員。そういたしましたら、ここで検討した結果ですね、現在の出資法人並みの扱いということについては、どうも現状にマッチしないというところが出てきているわけで、平成17年の審議会の考え方というのを修正するような格好になるわけで、以後の事情を踏まえると、指定管理者は定着してきているし、やはり直接、個人情報保護の観点からいったら、個人情報保護条例の罰則の適用対象とすべきであると。ですから、その場合に市の委託をする受託業者並みの取扱いをするということで、条例を改正するということが妥当だという、そういう答申をするということにしたいと思いますがよろしいでしょうか…。どうもありがとうございました。そうしましたらですね…。
委 員	ちょっと、すみません。この資料の市と大体似たような感じになるんですね。
事 務 局	まだ、その具体的にはこういう規定ということまでは考えておりません。とりあえず、こういうような形にという、参考例として挙げているだけでございます、実際には現状の川西市に一番即した形で、そういう、今、受託者並みというようなことで置き換えて、条文の方は法制の者と詰めながら作成していきたいと考えておりますので…。
委 員	この資料のね、ざっと読んで50条の「盗用」っていうのが、ちょっと意味がよく分からない…。業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供するでしょ、又は盗用する。業務において知り得た個人情報を盗用するっていうのが、どういう意味なのか、ちょっとよく分からない。
会 長	その点、川西市の条例は「盗用」って…。やっぱりあるんですね。
事 務 局	はい。あります。
委 員	「盗用」って、どういうことなんですかね。
会 長	だから、知り得た情報を…。
委 員	「業務に関して知り得た」だから、もう知ってるわけでしょ。それを盗用するっていうのは、どういうことなのか…。
会 長	結局、よこしまに使うっていうような…。
委 員	それは、普通、「窃用」っていうんですよね。盗用じゃなしに、窃用っていうね。窃盗の「窃」に「用」用いるっていうね、「窃用」っていうんですけどね。「盗用」っていうのは、まさにこう盗むいうことで。使うっていうのは、窃用っていう言い方するんですよね。あれ、電気通信事業法か何かにあるんですよ。
事 務 局	多分、法の方も「盗用」という表現をされてたように…。多分、それ

	に倣っていると思います。統計法の関係でも「盗用」という言葉が用いられていたように…。
会 長	それに合わせているんですね。
委 員	ただ、言葉の意味から言うとね、そういう知り得た情報やからね、知ってるわけでしょ。それを不当に使うっていうことですから、不当にそれを別の目的に使うっていうので「盗用」っていうのはおかしい。
会 長	それを「窃用」っていうと。「窃用」っていう言葉が、電気通信…。
委 員	いやそれね、電気通信事業だったか、有線何とかだったか忘れたけれども…。あるんですよ、そういう概念が。
会 長	この「盗用」っていうのも、どこかが、それをうやむやにしたんでしょうかね…。だから、それがもうあんまり検討されないで、そのまま色んな条例に使われて…。
委 員	そうそう。もし条文化する時は、この「盗用」という言葉で良いかどうかね、ちょっと検討していただければと。これ、電気通信事業法だったかどうかは忘れたんですけど、よくあるのは、警察無線を聴くことができる受信機が売っているんですよ。で、警察のあれを見ると、聴くのは構わんと。しかし、例えばスピード違反取締情報とかね、ああいうものを使って、それをみんなに教えて、その場所を迂回するとかというのは「窃用」に当たるのでこれはダメだという、そういう説明をしているんです。知ってるやつを不当に使うというのが「窃用」だと。
会 長	そしたらね、そこまでは答申には書きませんが、一応、条例改正は議会で審議したりするわけでしょ。その議案は市のほうから出すわけでしょうけど、その時にそういう話があったっていうことで、もし検討することができればね、検討対象にしてもらったらいいですけどね。
事 務 局	答申につきましては、また素案を事務局の方でまとめさせていただくのですが、先ほど委員からのご意見も含みながら、とりあえず作成の方はさせていただきたいと思いますので…。
会 長	そうしたら、答申文は今ここにはないのでですが、後で事務局の方で、今日の審議会のとりまとめた意見を文書化してもらって、一応、その文書化の内容を、私と今日ちょっとお見えになっておりませんが、副会長にお任せいただけますでしょうか。
委 員 一 同	はい。
会 長	ありがとうございます。そうしたら、それお任せいただいて、それで私たちが了解しましたら、委員の皆さんにその答申の内容をお知らせいただくように、事務局、よろしく願いいたします。
事 務 局	はい、わかりました。
会 長	そういたしましたら、本日の審議事項というのは、①については、これで、一応、終わらせていただきまして、②の方に「その他」というこ

事務局	<p>とで「必要に応じて、制度に関する重要な事項」というのが書いてあるわけで、そういう事については、審議会がいわゆる建議するというのも可能で、何か外にありませんでしょうか…。何か条例の改正について、一応答申するわけですから、その場合、事務局の方から提案が出てないことでも、何か委員の皆さんお気づきの点ありませんかということなんですけど、どうでしょうか…。罰則も、大体もうこれ「2年以下の懲役又は100万円以下」っていうのは定着しましたよね、条例では。</p>
事務局	<p>はい。法律とも整合性をとらせていただいております。</p>
会長	<p>前にも言った事があるかも知れないけど、これはファイル化されているものですよね。条例で罰則の対象にしているっていうのは、こればらつきがないわけじゃないけど、自治体においてね。だけど、大体はパターン化してきてるような気はします。ですから、宇治市とか、従来何か不祥事のあったような所だと、何かこれ以外の罰則も用意されてますよね。どこやったかな、草加市とかね。これ以外の場所でどんなやつだったか、それ以上思い出せないんですけども。とにかく、通常のパターンとは違うパターンの罰則の規定を設けてるような自治体もあるにはあります。</p>
委員	<p>ひとつ思い出しましたけどね、これ域外適用の条文はありますか。つまり、宇治市で問題になったのは、委託業者が大阪市内で漏えいしたんです。で、宇治市の条例が適用できないというのが、ひとつ問題になったんです。だから、川西市で、もしそういう事件が起こったら、同じ問題が起きるので、川西の地域以外で起こっても条例を適用できるような一文入れておく必要がありますよ。</p>
会長	<p>そういう規定を設けている自治体の条例、あったのと違う？</p>
委員	<p>ありますよ。</p>
会長	<p>あるよね。そんな規定を設けてる自治体の条例も、確か私は見かけましたよ。</p>
委員	<p>指定管理業者というのは、どこの業者になるのか分からないですからね。川西市内とは限りませんしね。だから、川西市外で漏えい行為とか不正行為が起こった場合にも適用できるような形の条文を…。僕は宇治市の時に、それちょっと聞かれてね、それが無かってても条例適用できるんだっていうような考えを、私は個人的には持っているんですけどね。漏えいっていうのは、結果は宇治市で起こってるんだから、漏えいの結果というのは宇治市なんだと。行為は宇治市の外で起こっていても、漏えいという結果は、宇治市の住民のデータが漏れているんだから、宇治市の中で結果が起こっているんで、十分に条例適用可能だというようなことを言ったことがあるんですけどね。その辺、はっきり明文規定しておくほうが疑義がないのでね。多分、他の条例でそういうのがあったと思うので、もしあればそれ、域外適用の一文を入れておかれたらいいんじゃないかと思いますね。</p>
会長	<p>基本的には条例っていうのは、その当該自治体の区域内に規定されるから、そのなんて言うかな、区域的なそれぞれの限界っていうのはあるわけだけどもね。だけど割とそれ、域外適用っていうのをわざわざ意識し</p>

委 員 会 長	<p>なくても、適用されるのもありますよね。つまり、情報公開条例でも、何人でも情報公開請求できるって書いてあったんで。その何人っていうのは、地域的に言ったら自治体の区域内に限るかって言ったら、そうとは違うよね。はっきり言って、世界中の人がいって話になるけど。この時には、域外の適用ありという事はいちいち書いていなくても適用になるわけや。だけど、罰則なんかの場合は、それは割とそのものを言うと思うんですよ。罰則なんかの場合は、異議を唱える人も出てくる可能性があるからね。大阪市内でやってる状態やったら、うちは川西市での条例が適用されるいわれはないとか言い出す可能性がないわけじゃないからね。</p> <p>まあ、その辺、一文入れておかれたら。</p>
委 員 会 長	<p>そうですね。よその自治体の条例を参考にして、もしその辺が必要になったら、それも検討の対象にしたらいいと思いますよ。他に何かありますかね…。今、たまたま指定管理者についての罰則の適用が検討のテーマとして出てきてる諮問ですからね、何かこう条例全体を見直してくれというわけではないけどね。まあこれくらいにしておいてですね、またいずれ条例の見直しというか、必要があった時には検討したらいいと思いますけどね。今回はこれくらいにしておきたいと思います。ですから基本的には、いわゆる指定管理者についての位置付けと、ついては罰則の適用についての答申を書く。いわゆる受託者並みにするということ。これを答申するというのが基本的で、その他、域外適用の問題なども、あるいは先ほどの「盗用」というのを「窃用」という言葉に直したらいいとかっていうのもあるわけですけども、これらをどういうふうに答申に書くのか、そうじゃなくて付随的に口頭でこういう意見があったということで議事録には残すとかね…。事務局で検討してもらって、答申書の案を一応作ってもらって、それでよしということになれば、委員の皆さんに答申書をお配りいただきたいと、こういうふうに思っていますのでよろしく願いいたします。そういたしましたら、「その他」に何か特に話題というのか、あるいはご発言というのはいかがでしょうかね…。そうしたら、事務局の方からも、何か特にありませんか…。</p>
事 務 局 会 長	<p>特に、ございません。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の『第46回川西市個人情報保護審議会』を閉じさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。</p>